

吉岡町土地開発指導要綱に基づく事務処理フローチャート

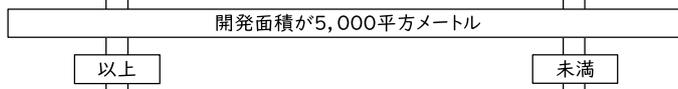
令和4年作成

※緑色のマスは、事業者が行うものです。

(第12条第1項)
開発事業概要表示板の設置
 (住民等への周知)
 事前協議申請書の提出予定日までに設置

(第6条第1、2項)
事前協議申請書(1部)の提出
 毎月10日まで(10日が休日の場合、その前の開庁日まで)

(第6条第3項、第7条)
土地利用対策委員会へ付議
 毎月最終火曜日(通常)に開催



(第8条第1項)
土地開発事業審議会へ付議(諮問)

土地開発事業審議会がある場合、その後の審査結果通知書の交付以降のスケジュールが後ろにずれることになります。

(第9条第1項)
審査結果通知書の交付
 委員会開催から約1週間~2週間

(第9条第2項)
関係各課(局)との協議及び調整
 ※審査結果通知書と一緒にお渡しする協議確認書を使用します。

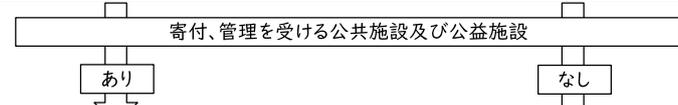
関係各課から提出された「協議確認書」を都市建設室がまとめてお渡します。回答欄に回答を記入した上、都市建設室へ提出してください。回答内容について、関係各課が問題ないか確認いたします。なお、一部には自治会長に回答内容を確認していただく必要があるものもあります。協議確認書の中で不明な点がありましたら、各課へお問い合わせください。

(第10条第1項)
覚書(2部)の締結
 ※別紙 覚書の作り方を参照してください。

(第30条)
工事着手届(1部)の提出
 着手する日の7日前までに提出

(第31条第1項)
工事完了届(1部)の提出
 工事完了後7日以内に提出

寄付、管理を受ける公共施設及び公益施設がある場合でも、原則として中間検査は行いません。代わりに、工事完了届に工程を写真管理したものを添付していただくことになります。
 ※特に路床、下層、上層各路盤について
 ※工事完了届に工程の写真の添付がない場合、寄付を受けることが出来ません。



(第32条第1項)
公共施設及び公益施設の検査(完了検査)の実施

(第32条第3項)
公共・公益施設検査済通知書の交付

(第33条第2項)
寄付の手続の開始

開発事業の手続の終了